

紅まどんな定期貯金

取扱期間：令和6年9月2日(月)～ 令和6年9月30日(月)

預入期間：1年

新たにお預け頂く資金を対象と致します。

※当JAでお預け入れになっている普通貯金・定期貯金等からのお預け替えは対象となりません。



まつやま農林水産物ブランド

※新規に定期貯金のご契約を頂くと、1口につき商品を1つプレゼント致します！

◆◆ 組合員様限定 ◆◆

※個人の方で当JAの組合員の方または新たに組合にご加入いただける方組合には1口(1,000円)以上の出資金でご加入できます。

契約金額
1口 200万円～

契約者希望の住所へ送付

※県内・県外発送可
北海道・沖縄・島嶼部除く



600口

お歳暮・贈答品におすすめ!!

＜約3kg＞赤秀・青秀(3L～L)
発送予定：R6年11月下旬
～12月下旬

契約金額
1口 100万円～

店頭受取り



＜商品イメージ＞

300口

赤秀・青秀(3L～L)×5玉
飲むゼリー ×2 カップゼリー ×1
受渡予定：R6年11月下旬
～12月下旬

◆ JAえひめ中央で初めて お取引される方限定 ◆

契約金額
1口 50万円～

店頭受取り

※お一人様1口限定



100口

赤秀・青秀(3L～L)×3玉
飲むゼリー ×2
受渡予定：R6年11月下旬
～12月下旬

※万一、天候不良等諸事情により果実商品の確保が出来ない場合、代替品対応となりますので予めご了承ください。
※店舗ごとに取扱い枠を設けています。取扱い状況については最寄りの下記店舗にお問い合わせください。

本店営業部 貯金課	089-943-2124	城北支所	089-979-0970	由良出張所	089-961-2004
生石支所	089-972-0057	垣生支所	089-973-1000	北条中央支所	089-993-3111
浅海出張所	089-995-0024	北条南支所	089-994-0823	中島支所	089-997-1155
伊台支所	089-977-0226	道後支所	089-931-8631	桑原支所	089-945-3800
久米出張所	089-975-0101	重信支所	089-964-2340	三内支所	089-966-2022
麻生支所	089-956-0501	砥部支所	089-962-2337	荏原支所	089-963-1111
南伊予支所	089-982-0206	伊予中央支所	089-982-0032	南山崎出張所	089-983-2500
双海支所	089-986-1122	中山支所	089-967-1122	小田支所	0892-52-3121
広田出張所	089-969-2311				

JAえひめ中央



まるえちゃん

商品概要説明書



令和6年9月2日現在

商 品 名	●スーパー定期貯金（単利型） J A えひめ中央「紅まどんな定期貯金」		
ご利用いただける方	●（200万円～）（100万円～）個人の方で当JAの組合員の方または新たに組合にご加入いただける方 ●（50万円～）個人（組合員外可）かつJAえひめ中央で初めてお取引される方		
取 扱 期 間	●令和6年9月2日（月）～令和6年9月30日（月）募集口数に到達次第、終了いたします。		
預 入 期 間	●1年 ●自動継続（元金継続または元利金継続）のお取り扱いとなります。		
預 入 方 法	（200万円～）	（100万円～）	（50万円～）
（1）預入方法	●一括預入（ATMおよびインターネット バンキングでのお預け入れは対象外となります）	●一括預入（ATMおよびインターネット バンキングでのお預け入れは対象外となります）	●一括預入（ATMおよびインターネット バンキングでのお預け入れは対象外となります）
（2）預入金額	●200万円以上1,000万円未満	●100万円以上1,000万円未満	●50万円以上100万円未満
（3）預入単位	●1円単位 （新たにお預け入れいただく資金を対象とします）	●1円単位 （新たにお預け入れいただく資金を対象とします）	●1円単位 （新たにお預け入れいただく資金を対象とします）
払 戻 方 法	●満期日以後に一括して払い戻します。		
利 息	<p>（1）適用金利</p> <p>●預入時の約定利率を満期日まで適用します。 自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。</p> <p>（2）利払頻度</p> <p>●満期日以後に一括して払い戻します。</p> <p>（3）計算方法</p> <p>●付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。</p> <p>（4）税金</p> <p>●20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。</p> <p>（5）金利情報の 入手方法</p> <p>●金利は店頭のコピーボードに表示しています。 または窓口でお問い合わせください。</p>		
手 数 料	—		
付 加 可 能 な 特 約 事 項	<p>●自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れることができます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率）</p> <p>●マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）のお取り扱いができます。</p> <p>●個人のお客さまは通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。</p>		
中 途 解 約 時 の 取 扱 方 法	●満期日前に解約する場合は、解約時の普通貯金利率により計算した利息とともに払い戻します。		
貯 金 保 険 制 度 （ 公 的 制 度 ）	<p>●保護対象</p> <p>当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>		
苦 情 処 理 措 置 お よ び 紛 争 解 決 措 置 の 内 容	<p>●苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という）につきましては、当JA本支店（所）または金融企画課（電話：089-943-8731）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも苦情等を受け付けております。</p> <p>●紛争解決措置</p> <p>JAバンク相談所にお申し出ください。</p>		
そ の 他 事 項	●取扱期間内であっても諸情勢により内容の変更やお取り扱いを終了することがあります。		